新型コロナウイルス感染症に係る第28回三原市感染症対策本部会議

1 開 会

2 議事

- (1) 県内及び本市の感染状況について
 - ・県内の感染状況について(資料1)
 - ・市内の感染状況について(資料2)
- (2) 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」について
 - ・広島県の新型コロナウイルス感染症の状況にかかる評価と提言(資料3)
 - ・レベル分類への対応(資料4)
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針(資料5)
 - ・広島県におけるイベントの開催条件について(資料6) 「イベント開催時のチェックリスト」(様式1) 「イベント結果報告フォーム」(様式2) 「感染防止安全計画」(様式3)
- (3) 本市の今後の対応について
 - ・市民及び事業者へのお願い(資料7)
 - ・イベント・行事開催の判断チェックシート, 「広島県におけるイベントの開催条件」を踏まえた三原市フローチャート(資料8)
- 3 その他
- 4 閉 会

資料1

県内の感染状況

令和3年11月30日時点

分科会参考指標

11月30日20時整理

公表日別の県市別分科会参考指標

11月24日(水) ~ 11月30日(火) の1週間

分科会参考指標	広島市	呉市	福山市	広島県	広島県 (3市除<)	ステージⅢ	ステージIV
療養者数(10万対)(人)	0.1	0.0	3.4	0.7	0.2	20人以上	30人以上
新規報告者数(10万対)(人)	0.0	0.0	4.3	0.8	0.2	15人以上	25人以上
PCR陽性率(7日間)(%)	0.0	0.0	11.3	0.3	0.1	5%以上	10%以上
感染経路不明割合(%)	0.0	0.0	15.0	22.7	100.0	50%	6以上
病床のひっ迫具合(%) (確保病床数)		同右		0.5	同左	1/5以上	1/2以上
重症者用病床のひっ迫具合(%) (確保病床数)		同右			同左	1/5以上	1/2以上
入院率(%)		同右		-	同左	40%以下	25%以下
参考 直近1週間の感染者数(人) (上段は先週1週間)	0	0	20	22	⁶ 2		-

[※]県把握情報をもとに作成(後日若干の修正が行われる可能性あり)

[※]PCR陽性率は11/22~11/28の7日間(把握している最新情報)について作成

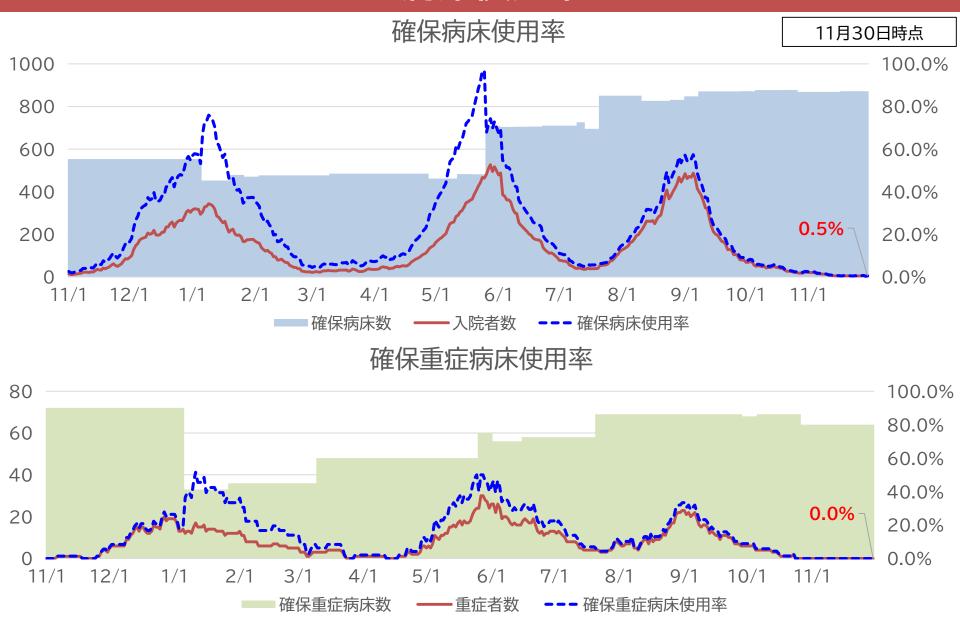
^{※3}市分のPCR陽性率には,各市の陽性例で医療機関において検査した結果を含まない

[※]感染経路不明割合は7日移動平均

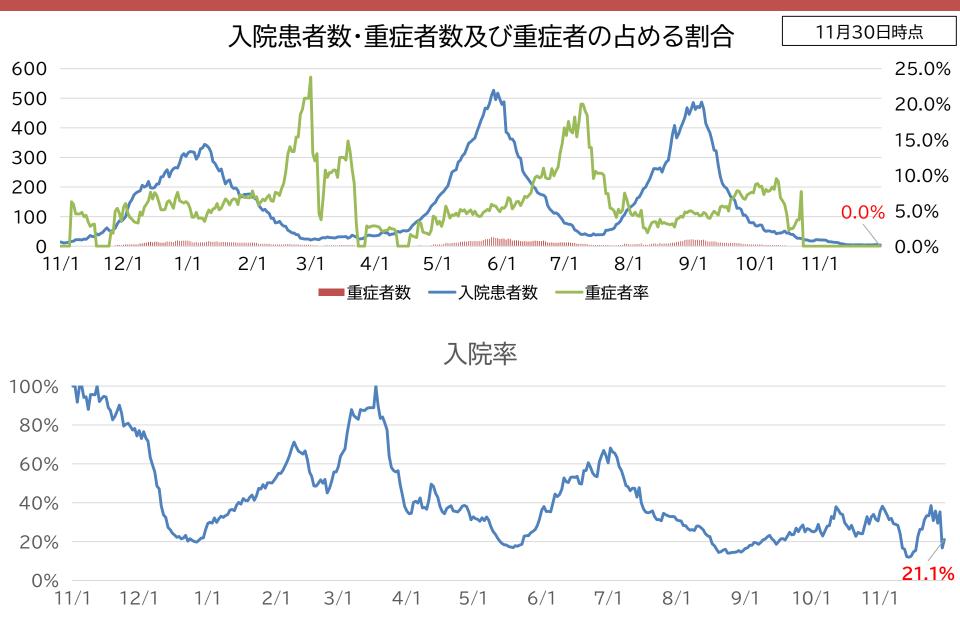
[※]入院率の指標については,療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する

[※]重症者用病床に11/30現在0名。重症者病床は最大64床確保(県全体),現時点で35床確保(県全体)

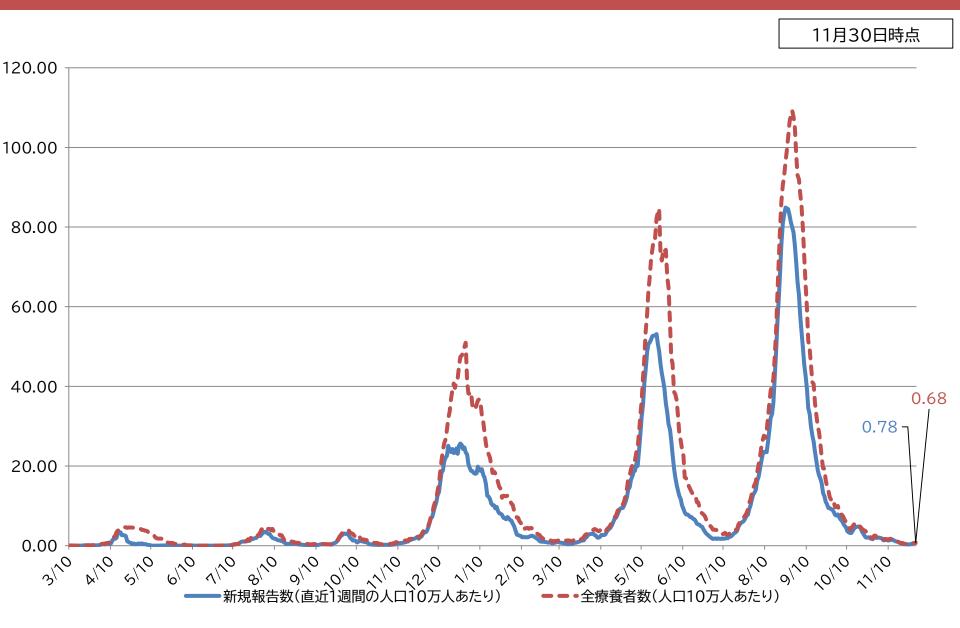
病床使用率



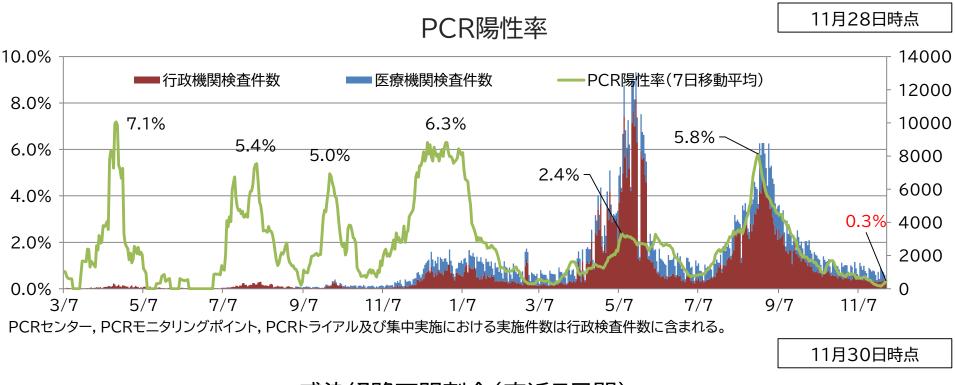
重症者の占める割合・入院率



新規報告数(直近1週間の人口10万人あたり)・全療養者数(人口10万人あたり)

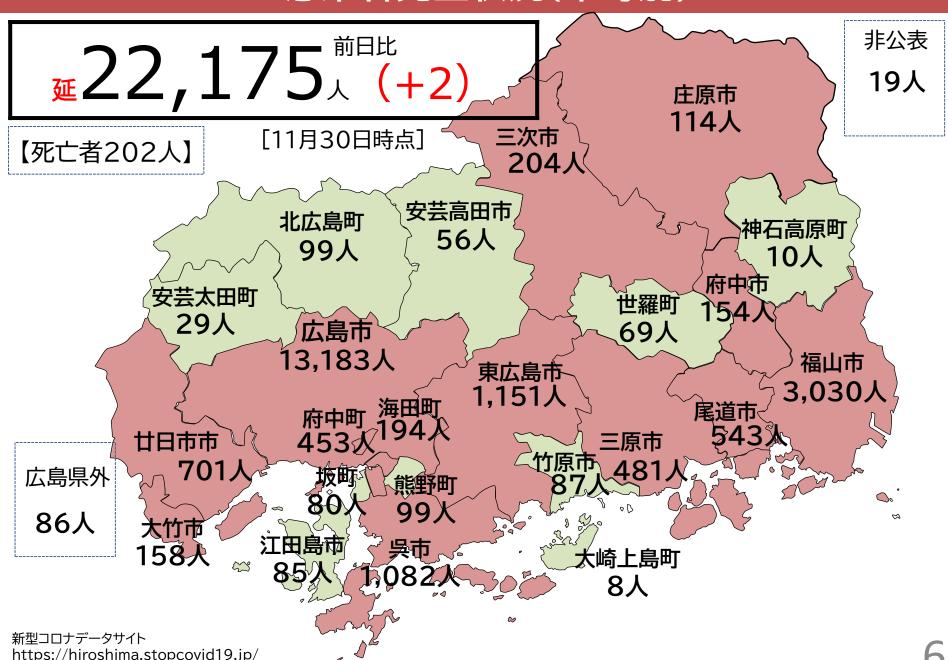


PCR陽性率·感染経路不明割合

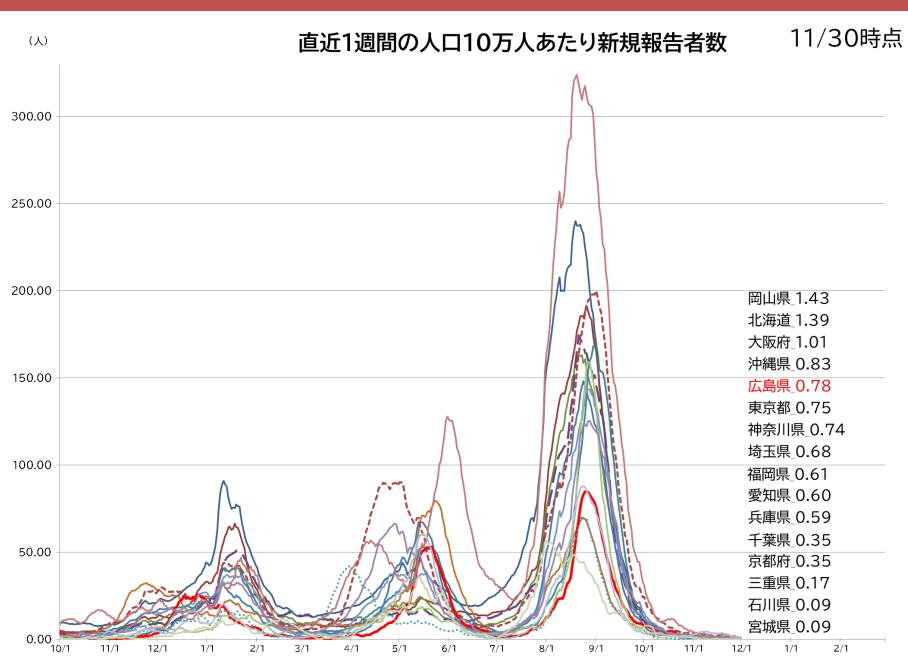




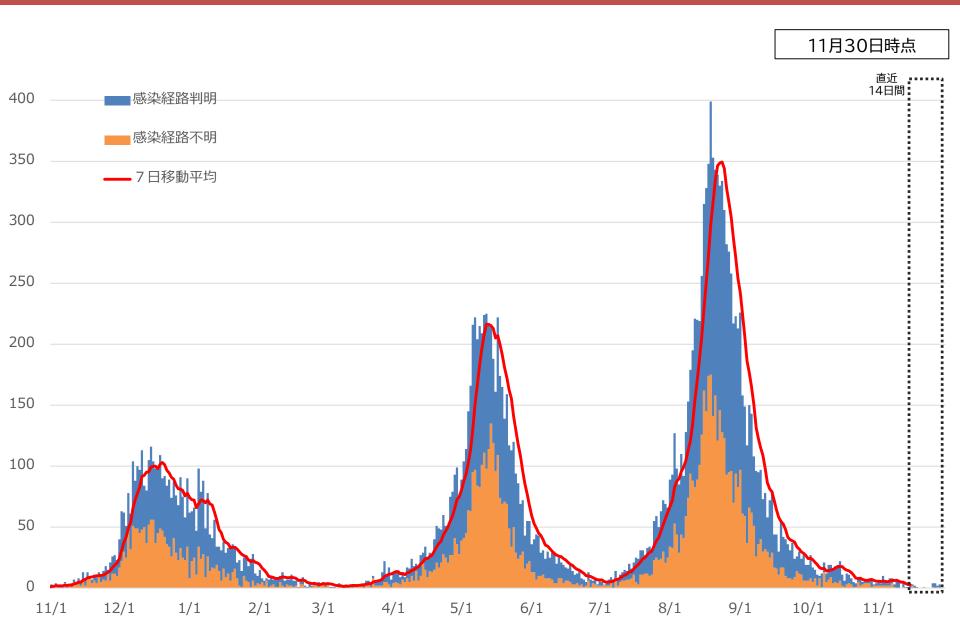
感染者発生状況(市町別)



全国感染状況(主要都道府県)

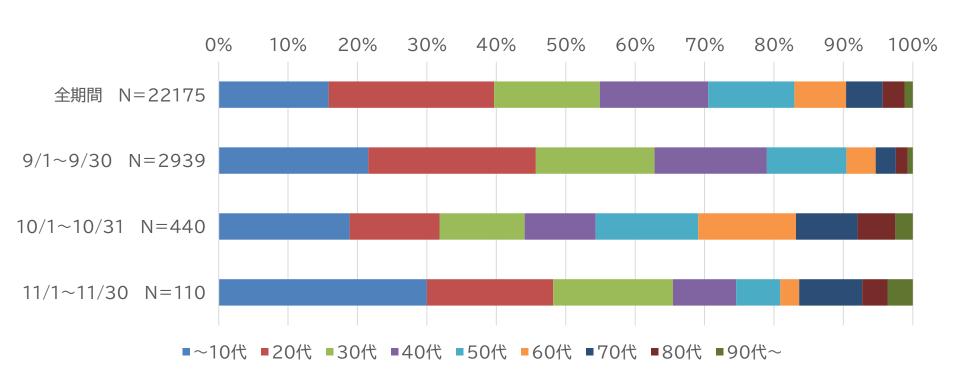


発症日別(無症状の場合は判明日)流行曲線



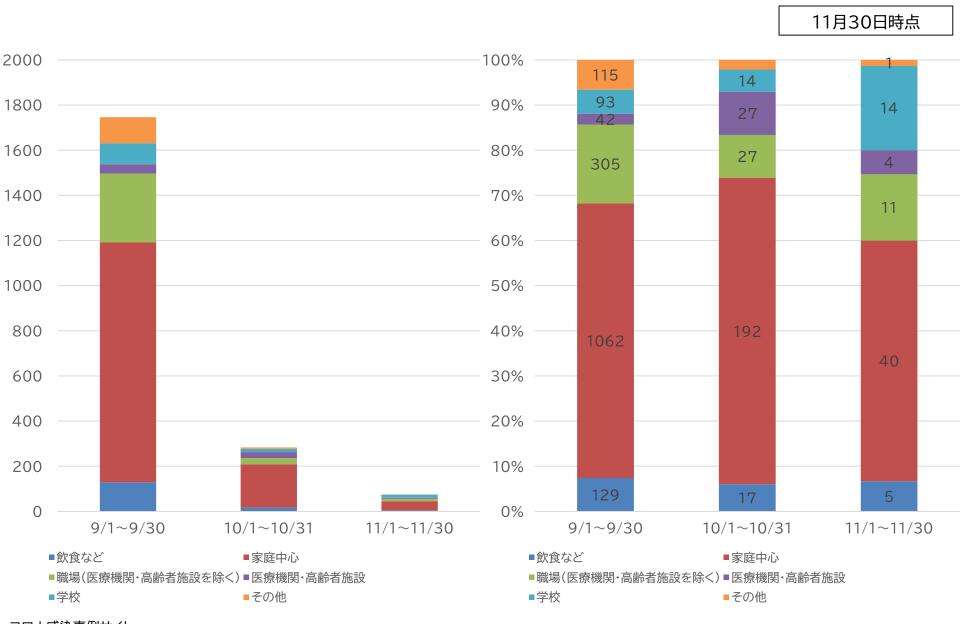
年代構成

11月30日20時整理



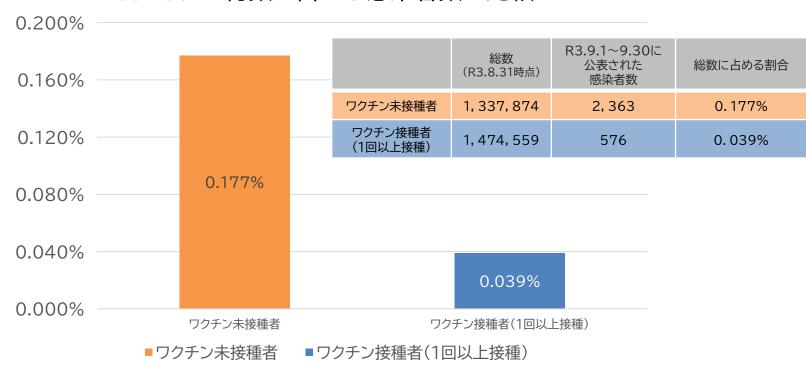
	~10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	合計
全期間 N=22175	3,514	5,284	3,381	3,465	2,748	1,654	1,170	694	265	22,175
9/1~9/30 N=2939	634	709	503	475	337	124	85	51	21	2,939
10/1~10/31 N=440	83	57	54	45	65	62	39	24	11	440
11/1~11/30 N=110	33	20	19	10	7	3	10	4	4	110

経路判明例における推定感染経路内訳



ワクチン接種と感染割合の検証

ワクチン未接種とワクチン接種者, それぞれの総数に占める感染者数の比較

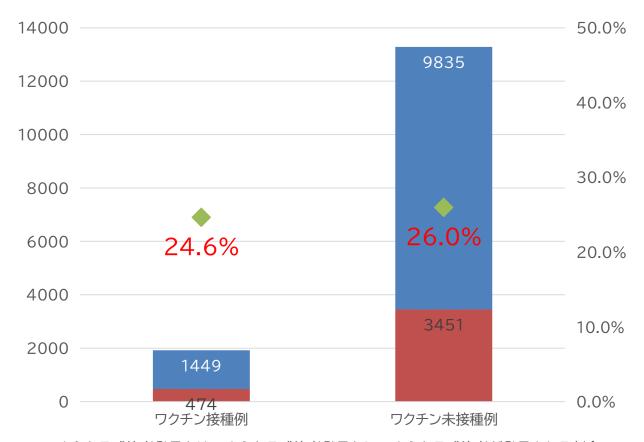


注意事項

- ・人口や接種人数は政府CIOポータルから引用
- ・接種時点と感染者数集計期間が異なることに留意(R3.8.31までに接種(または未接種)した方がどの程度感染しやすかったかを比較している ※例えば、8月31日時点でワクチン未接種者が100人おり、その中から5人が9月に感染・公表された場合、当該感染者のうち2人については9月にワ クチン接種した後に感染・公表されていた場合は、ワクチン未接種者の感染割合は(5-2)÷100=3%となり、本来の割合(5÷100=5%)とは異な ることとなるが、そのような事例が多いとは考えにくいため、そういった影響は無視して計算している。

ワクチン接種とさらなる感染者に関する検証

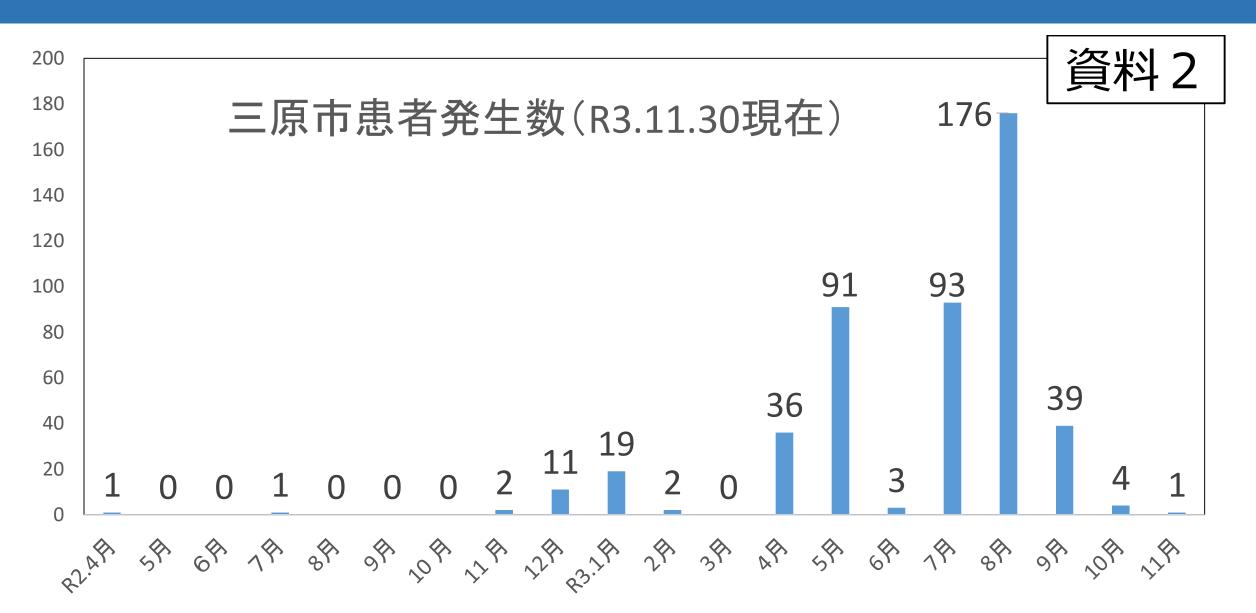
R3.4.1~R3.9.9公表事例(15,204例)を対象に、 ワクチン接種の有無とさらなる感染者が見つかった場合 とそうでない場合で整理



■さらなる感染者発見あり ■さらなる感染者発見なし ◆さらなる感染者が発見される割合

感染者のワクチン接種例と未接種例において, さらなる感染者がみつかった割合は大きな差がない

三原市内の新型コロナウイルス感染状況(月別)



令和3年11月27日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議

広島県の新型コロナウイルス感染症の状況にかかる評価と提言

【感染状况】

- 県全体の直近1週間の新規報告者数(人口10万対)は,11月23日時点で0.4人と低い水準を維持している。
- 年代別では、30代以下が多くを占めるが、60代以上の感染も一定数発生している。
- 福山市内においては、感染者が継続的に発生していることから、積極的疫学調査 を徹底し、拡大を抑えていく必要がある。
- 第5波では、ワクチン接種効果もあり、高齢者の割合は低かったが、ブレークスルー感染の事例も増えていることから、ワクチン未接種者とともに、高齢者の感染拡大に注意が必要である。

【レベル分類】

○ 国の分科会参考指標に基づく現在の感染状況等の評価は、従来の基準ではステージIの状態にあり、新たな基準では、安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況にあることから、レベル1に相当する。

【対処方針の改正を踏まえた今後の対応について】

- 国の対処方針の見直しを踏まえた県の対処方針案,警戒基準値の設定やレベル分類への対応については,妥当と考える。
- 対策の実施にあたっては、ピークを低く抑えるため、レベル3に移行すると同時に国による行動制限等強い対策を講じられるよう、国への要請を早めに行っていく必要がある。その際、県全体の病床使用率50%の指標だけでなく、圏域ごとの感染状況や病床使用率の予測を行い、宿泊療養施設や自宅療養者の状況を含め、地域ごとの医療負荷の状況を注視する必要がある。
- 県民に対しては、ワクチン接種の更なる促進とともに、ワクチン接種者であって も、感染すれば他者への感染リスクは未接種者と同等であることから、引き続き油 断せず感染防止対策を実施するよう注意喚起を行っていく必要がある。
- 特に、人の動きが活発となり人流が増加する年末年始に向けては、昨年の感染拡大の経験を踏まえ、改めてマスク着用や手指衛生等基本的な感染防止対策の徹底と早めの受検、受診を呼びかけることが必要である。

資料3

レベル分類への対応

令和3年12月1日

ステージ分類からレベル分類の考え方へ

○総論

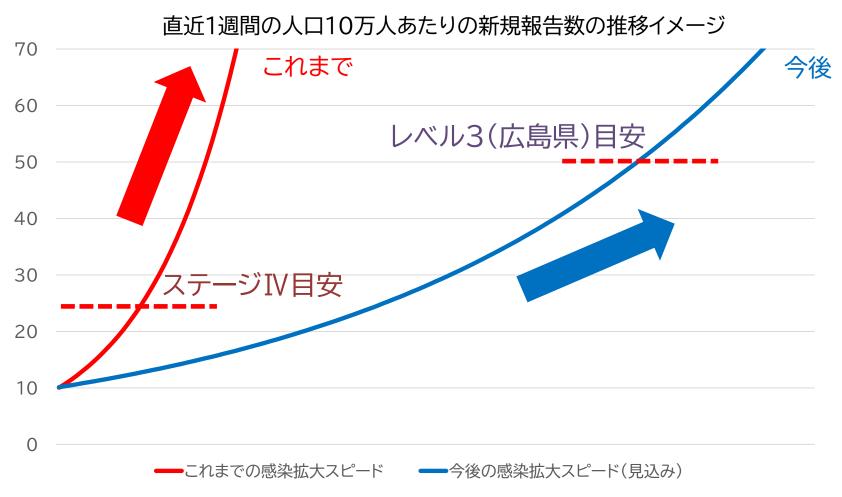
従来の<u>ステージ分類はワクチン接種が行われていない時期</u>における対応であり, ワクチン接種等により,医療への負荷が少なくなってきた段階で,新たな考え方。 レベル分類は感染の状況を引き続き注視するが、<u>医療逼迫の状況により重点</u>を置いている。

○ステージ分類とレベル分類の違い

段階	状況	段階	状況
ステージ [医療提供体制に特段支障がない 段階	レベル0	感染者ゼロレベル
ステージⅡ	感染者の漸増及び医療提供体	 レベル1	維持すべきレベル
Д	制への負荷が蓄積する段階	レベル2	警戒を強化すべきレベル
ステージⅢ			(感染者増加傾向であり,医療体制への負荷が生じはじめている)
	避けるための対応が必要な段階	 レベル3	対策を強化するレベル
ステージIV	爆発的な感染拡大及び深刻な 医療提供体制の機能不全を避け るための対応が必要な段階		(一般医療を相当程度制限しない といけないと判断された状況。強 い対策が必要)
		 レベル4	避けたいレベル (一般医療を大きく制限してもコロ ナに対応できない状況)

※政府分科会資料を基に県作成

背景:ワクチン接種の進展による拡大速度の鈍化が予想



※モデル作成の 御協力:広島大学 疫学・疾病制御学。 ※ワクチン接種率(2回目)75%, ワクチン効果率50%と仮定。

分科会参考指標(具体的対応)

○各レベルでの都道府県の対策

各レベルで必要な対策を機動的に講じるタイミングについては、各都道府県が"予測ツール"(※1)及びこれまで用いてきた様々な指標(※2)の双方を用いて総合的に判断。

※1:公開されている予測ツールやその他の推計。

※2:新規陽性者数、今週先週比、PCR陽性率、病床使用率、重症病床使用率、入院率、 自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値、重症者数、中等症者数、 感染経路不明割合等のその他の指標の推移。

○レベル1からレベル2

移行の指標及び目安は、地域の実情に合わせて、保健所の逼迫も考慮し、病床使用率や新規陽性者数も含め、各都道府県が具体的な数値を設定することが考えられる。

その際、新規陽性者数自体は、これまでと同じ値であったとしても、ワクチン接種率の向上等により、これまでよりも医療への負荷が小さくなっていることに留意する必要がある。

各都道府県は、見える化(※3)を通して感染の状況を定期的に予測。

※3: "予測ツール"や上記の様々な指標や、

保健所ごとの感染状況の地図(厚労省アドバイザリーボードで提示)などの利用

○レベル2からレベル3

移行については、この「3週間後に必要とされる病床数」が各自治体において確保病床数に 到達した場合又は病床使用率や重症病床使用率が50%を超えた場合に、都道府県が総合 的に判断する。その際には、感染状況その他様々な指標も併せて評価する必要がある。

※政府分科会資料を基に県作成

レベルの概要について(案)

レベル	目安
レベル0	2週間程度連続して新規感染者0
レベル1	
レベル2	新独自警戒基準値 1週間の人口10万人あたり新規報告数10~15人 ※感染スピード等を考慮し判断
レベル3	次のいずれかに該当 ①確保病床使用率50%超え ②確保重症病床使用率50%超え ③3週間後に確保病床使用率100%超えと予測 (参考値 1週間の人口10万人あたり新規報告数50人)
レベル4	次のいずれかに該当 ①確保病床使用率85%超え ②重症確保病床使用率85%超え ③1週間後に確保病床使用率100%超えと予測

新独自警戒基準値を超え, レベル2移行後は レベル3に至らないよう, 対策を行う

※数値は目安であり、感染状況や 医療のひっ迫状況等を考慮し、 総合的に判断

レベル2以降の対策と実施タイミング(案)

レベル2以降は病床使用率の予測を目安に,参考値も踏まえながら, レベル3に至らないよう,対策と実施タイミングを総合的に判断

目安: 病床使用率予測	参考値: 感染状況※	参考値: 病床使用率	アクション
	10~15 (新警戒基準値)		レベル切り替え (1⇒2)
3週間後に50%と予測	25	25%	状況について,国と密にコミュニケーション
2週間後に50%と予測	30	30%	県独自対策(外出自粛要請 等) 国に対策要請
50%に到達	50	50%	レベル切り替え (2⇒3)

[※]直近1週間の人口10万人あたりの新規報告数 病床使用率は,感染者の年代構成等で変動幅があるため, 感染状況が先行して悪化する可能性もある。

レベル判断と対策 全体像(案)

	区分	レベル 0 感染者ゼロ	レベル 1 維持すべきレベル	レベル 2 警戒を強化すべきレベル		レベル 3 対策を強化すべきレベル	レベル 4 避けたいレベル
	概 況	ゼロを維持で きている	安定的に医療が 対応できている			一般医療を相当程度制限しなければ医療が 適切に対応できなくなると判断された状況	一般医療を大きく制限し ても医療が対応できない
【総合的な対策の継続】 ・検査, サーベイランス 措置等 ・積極的疫学調査 ・ワクチン接種, 接種率向上 ・積極ガード店ゴールドの普及		ドイランス 関査 重,接種率向上	【警戒の強化】 ・感染リスクの高い行動回避の呼びかけ ・検査の拡大 ・感染拡大防止に必要な対策 ・レベル3で行う対策の準備		【対策の強化】 ・県民,事業者へ強い呼びかけ ・まん延防止等重点措置 ・緊急事態措置 ・VTP の継続・停止の検討	・災害医療的な対応 (国の支援,調整)	
					<u></u>		
	·外出等 (学校行事除く※1)	○基本的感染防 ○テレワーク,時	5止策の徹底 差出勤の取組等	同左(一層の周知)	[対策方針] 適対	○外出の半減や, 混雑した場所, 感染リスクの高い場所への外出自粛など	○外出自粛も含めた より強い要請
行	·他地域との往来 (学校行事除く※1)	○基本的感染防	近まの徹底	○感染拡大地域との往来は 慎重に判断(大都市圏から地方部への拡大を抑制)	切 策 期 間 が が ピ	〇最大限,自粛 (VTP 適用 ※2)	
動制限の	·飲食店の利用 ·施設の使用	○積極ガード店 ○業種別ガイド		同左(一層の周知)	■ ミングで ークを低	○飲食店の営業時間の短縮等(※3) ○飲食店での同一グループ・同一 テーブル人数制限(VTP適用 ※2) ○施設への入場者の整理 など	 ○休業要請や施設の 使用停止も含めた より強い要請
要請等	・催物(イベント) の開催 広島県における イベントの開催 条件について		安全計画の策定 ストによる対策	同左(一層の周知)	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	○参加人数の制限(強い制限) (感染防止安全計画の策定, チェックリストによる対策 ※2) (VTP 適用 ※2)	 ○中止も含めたより 強い要請
	その他	○早期の受診・	検査	○感染不安を感じた者への検査	伤して	〇出勤者数の削減 など	□○出勤者数の大幅 □ 削減

^{※1} 学校については「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル」を踏まえた対応を行う。

^{※2「}感染防止安全計画」:参加人数制限の緩和を希望するイベント事業者等が,具体的な感染防止策を定め,都道府県に提出し確認を受ける。

[「]VTP」:ワクチン・検査パッケージ制度(飲食店やイベント主催者等の事業者が,利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認する。)

^{※3} まん延防止等重点措置の場合は、認証店に21時までの営業(酒提供可)、非認証店に20時までの営業(酒類禁止)の要請を想定

緊急事態措置の場合は,<u>休業</u>又は<u>20時までの営業 (酒類禁止)</u>の要請を想定。ただし,知事の判断により<u>認証店には21時までの営業 (酒提供可)</u>を要請する場合もある。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 広島県の対処方針

「広島積極ガード宣言」

~ あなたの健康をみんなで守る。みんなの健康をあなたが守る。~

「広島積極ガード宣言」



令和3年12月1日改正 新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針 「広島積極ガード宣言」~ あなたの健康をみんなで守る。みんなの健康をあなたが守る。~

令和2年5月15日制定(令和3年12月1日一部改正) 新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

令和2年5月15日制定の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」(広島積極ガード宣言)を次のとおり見直し、これに基づき、引き続き、感染の予防及び感染の拡大防止を図る。

1 基本的事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況

- 令和2年1月15日,国内で最初の感染者が確認されてから2年近くが経過した。この間,感染は繰り返し拡大し、その度に感染者数は多く、拡大スピードは速くなっている。緊急事態措置やまん延防止等重点措置も繰り返し実施されることとなり、今夏の感染拡大は、首都圏で医療提供体制の維持が困難となるなど、感染爆発と言える状況に陥った。8月下旬以降は、新規感染者数の急激な減少が見られ、その後も少ない状況が続いている。
- 一方,発症・重症化の予防,社会・経済活動の回復に向けて期待されるワクチン接種は,2回目の接種を終えた人の割合(人口比)は7割を超え,追加接種が計画されている。また,重症化リスクを低減する中和抗体薬の投与が開始されるなど,軽症者用の薬剤の開発も進んできている。
- 本県では、令和2年3月7日に最初の感染者が確認されて以降、感染拡大と収束が繰り返し発生した。令和3年7月中旬からの感染は、感染力の強いデルタ株、夏休みやお盆など人の移動の活発化が重なり、これまでで最大規模の拡大となったが、より早い段階で強い対策を実施する「早期集中対策」、「まん延防止等重点措置」、「緊急事態措置」の実施など機動的な対策を講じて、医療提供体制がひつ迫することなく感染状況は改善し、落ち着いた状況が続いている。
- これまでの感染の状況を見ると、まず、大都市圏において感染が拡大し、当該地域との人の移動 (流入)を通じて県内に感染が持ち込まれ、飲食の場、職場、更には家庭内を通じて感染の拡大が 引き起こされているため、大都市圏における感染拡大に注意を払う必要がある。

(2) 本県の取組の状況

- 「広島積極ガード宣言」(令和2年7月21日)のもと、県民、事業者、行政が連携して、感染拡大防止対策に取り組んでいる。
- 感染が発生した場合の積極的疫学調査については、より広範な調査により感染者の早期発見と 早期対応を図るほか、PCR検査など検査能力の増強と相談・受診体制の整備、医療福祉クラスタ 一対応班による施設への早期介入と感染管理指導によるクラスターの早期収束を図っている。
- 医療提供体制については、感染者を受け入れる入院病床や軽症者等に係る宿泊療養施設の確保 に取り組んでおり、重症者数や療養者数に応じて、効率的・弾力的に対応していくこととしている。
- 感染防止対策の強化・緩和にあたっては、どのレベルに相当するかを「見える化」した基準と、 感染のまん延防止対策を講じる目安となる「警戒基準値」の設定により、地域の疫学的状況や医療 状況に関するリスク評価を行いながら、適時・適切に判断することとしている。(別紙1「感染拡 大防止のためのレベルに応じた主な対応」)
- 併せて、感染状況に関する情報分析センターによる各種分析やデータサイトによる迅速かつ適切な情報発信やキーワード別に整理した感染事例の情報提供に努めている。

(3) 国の基本的対処方針の変更(令和3年11月19日)について

- 感染拡大の防止の基本は、基本的な感染対策の徹底、積極的・戦略的な検査と積極的疫学調査、感染状況に応じた人流や人との接触機会を削減することが重要であり、感染の拡大が認められる場合に、国と密接に連携しながら、速やかに効果的な感染対策等を講じることも、これまでの県の方針と変わらないものである。
- ワクチン接種や治療薬開発の進展とともに、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続に取り組むことについては、これまでも県の方針で「感染の拡大を最小限に抑えながら、社会・経済活動を継続することを基本」としており、医療提供体制の強化とともに、第三者認証制度、ワクチン・検査パッケージ制度等の活用など環境整備をより進めていく必要がある。
- 一方、緊急事態措置区域及び重点措置区域等におけるワクチン・検査パッケージ制度の適用は、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、適用を中止する判断もあり得ること。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (R3.11.19 新型コロナウイルス感染症対策本部決定) 抜粋

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

新型コロナウイルス感染症の次の感染拡大に備え、当面、ワクチン接種、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れを更に強化するとともに、最悪の事態を想定した対応を行う。

このため、デルタ株への置き換わり等による令和3年夏のピーク時における急速な感染拡大に学び、 今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、<u>医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治</u>療薬の確保を進める。

こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ追がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。今後は、こうした状況の変化を踏まえ、<u>感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を</u>図る。

その上で、感染力が2倍を大きく超え、例えば感染力が3倍となり、<u>医療がひっ迫するなど、それ以上の感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に国民に求める</u>とともに、政府の責任において、新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための具体的措置を講じる。

(中略)

(4) 感染防止策

<u>感染拡大の防止の基本</u>は、個々人が「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底することであり、加えて、政府及び地方公共団体が積極的・戦略的な検査と積極的疫学調査により、感染拡大の起点となっている場所や活動を特定して効果的な対策を講じること、さらに、感染状況に応じて、人流や人との接触機会を削減することが重要である。

政府は、これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。また、<u>都道府県は、感染の拡大が認められる場合に</u>、政府と密接に連携しながら、速やかに効果的な感染対策等を講じるものとする。

(中略)

緊急事態措置区域及び重点措置区域等においては、飲食店の営業時間短縮、イベントの人数制限、 県をまたぐ移動の自粛、出勤者数の削減の要請等の感染防止策を講じるとともに、第三者認証制度 や別途定めるワクチン・検査パッケージ制度等を活用し、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済 社会活動を継続できるように取り組むものとする。ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひ つ追が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断で、ワクチン・検査パッケージ制度等を 適用せず、強い行動制限を要請することとする。

(4) 今後の対処に関する方針

- 専門家からは、
 - 国の対処方針の見直しを踏まえて改正する県の対処方針については、妥当と考える。
 - ・ 対策の実施にあたっては、ピークを低く抑えるため、レベル3に移行すると同時に国による行動制限等強い対策を講じられるよう、国への要請を早めに行っていく必要がある。その際、県全体の病床使用率50%の指標だけでなく、圏域ごとの感染状況や病床使用率の予測を行い、宿泊療養施設や自宅療養者の状況を含め、地域ごとの医療負荷の状況を注視する必要がある。
 - ・ 県民に対しては、ワクチン接種の更なる促進とともに、ワクチン接種者であっても、感染すれば他者への感染リスクは未接種者と同等であることから、引き続き注意喚起を行うこと。
 - ・ 特に、人の動きが活発となり人流が増加する年末年始に向けては、昨年の経験を踏まえ、改めて基本的な感染防止対策の徹底と早めの受検、受診を呼びかけることが必要である。

との提言がなされている。

- 本県においては、こうした状況を踏まえ、感染の拡大を最小限に抑えながら、社会・経済活動を 継続することを基本とし、以下の事項について取組を強化していくこととする。
 - ・ PCR検査状況等のモニタリングを強化し、感染拡大の兆候を早期に把握するとともに、陽性 検体のスクリーニング検査によりデルタ株等の変異株の発生状況を把握する。
 - ・ 感染拡大を防止するために、徹底して早期に新規感染者を捕捉して、クラスターの芽となる個 別感染を囲い込み、感染の連鎖を遮断する。
 - ・ そのため、身近な医療機関で検査を受けられる体制を整備し、県民に体調不良時にはすぐ受診することを繰り返し呼び掛けるとともに、感染者の積極的疫学調査で幅広に検査を行う。
 - ・早期の新規感染者の捕捉が遅れてクラスターが発生した場合には、「医療福祉クラスター対応班」 による施設への早期介入と感染管理指導を行う。
 - ・ 県民や事業者の基本的な感染対策、業種別ガイドライン遵守、感染リスクの高まる「5つの場面」、「季節の行事等」、十分な換気など「寒冷な場面」などにおける感染防止対策の確実な実践について情報発信する。
 - ・上記に掲げる事項も含め、県民や事業者との迅速かつ適切な情報発信を行う。
- 感染の拡大が認められる場合には、国と密接に連携しながら、別紙1「感染拡大防止のためのレベルに応じた主な対応」により、速やかに効果的な感染対策等を講じる
- 感染防止対策の有効な手段であるワクチン接種について,一人でも多く 1 日でも早く接種を進め,若年層を中心に更なる接種率の向上に向けて,接種促進に取り組む。

(5) 他地域との往来、イベントの開催について

- 他地域との往来については、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、当該都道府県内のリスクが高い地域との往来や施設の利用は控え、とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むことを要請するとともに、感染拡大のおそれがある場合には、必要に応じて、警戒強化の呼びかけ又は強い要請を行う。
- イベントの開催については、国の方針を参考に、開催規模要件(人数規模・収容率、飲食を伴わないこと等)等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこととし、感染拡大のおそれがある場合には、必要に応じて、警戒強化の呼びかけ又はより強い要請を行う。

2 県民, 事業者, 行政が連携して取り組む重要事項: 「広島積極ガード」

外出の自粛や休業の要請などの行動制限は、感染拡大防止の効果は非常に大きいが、一方で、社会的・経済的に大きな副作用を伴う。このため、行動制限を行う事態になる前に、県民、事業者、行政が、まさに一丸となって、感染拡大を最小限に抑えることが重要である。

行政は、徹底して早期に新規感染者を捕捉し、入院治療などの措置につなげ感染の連鎖を遮断していくこと、県民及び事業者は、基本に立ち返った感染防止策の徹底に取り組んでいく。

(1) 迅速かつ適切な情報発信

- 「新型コロナウイルス感染症データサイト」により、新型コロナウイルス感染症に関する感染状況や変異株等に関する状況、医療提供体制の状況及び地域の疫学的状況や医療状況に関するリスク評価等を随時情報発信し、県民が正確な情報を迅速に得て、現状やリスクを正しく理解できる環境を整える。
- 在留外国人等に対して、関係団体と連携して多言語・やさしい日本語での情報発信やSNS等も活用した情報提供を行うとともに、大学生等に対して、感染リスクを高める行動(会食や飲み会等)への注意を徹底し、リスクが高まる「5つの場面」等を改めて周知・啓発する。
- また,季節の行事等についても注意を促す(各行事における注意点については,別紙2「2 季 節の行事等における注意点」のとおり)。

(2) 「広島コロナお知らせQR」のなどのデジタル技術の積極的な活用

施設などに掲示されているQRコードをスマートフォンなどで利用の都度読み取り、メールアドレスを登録した施設利用者に対して、感染者と同じ時間帯に同じ施設を利用したことが確認された場合に、感染者と接触した可能性があることを伝え、円滑にPCR検査を受けられるようにする。

- 事業者は、県民が安心・信頼して飲食店等の利用やイベントへ参加できるよう「広島コロナお知らせQR」を積極的に導入し、読み込みを促進する。
- 県民は、感染者と接触した可能性があることを速やかに知ることができ、また、お知らせを受けた場合、連絡先を探す負担がなく、PCR検査の申込みや受診ができることから、「広島コロナお知らせQR」を積極的に利用する。
- 行政は、感染者の早期発見、PCR検査の円滑な案内、積極的疫学調査の効率的な実施につなげるため、飲食店を中心に普及を図るとともに、「マスク、消毒、QR」の呼びかけなどにより、飲食店等の利用者に積極的な登録を働き掛ける。併せて、国の接触確認アプリ(COCOA)の導入を促進する。

(3) 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」等の推進

県民が安心して店舗を利用できるように、店舗において自主的に実施している感染症対策を分かりやすく伝える「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の増加を図るとともに、飲食店にあっては県が認証する「広島積極ガード店ゴールド」の普及を促進する。

- 行政は、関係団体と連携し、事業者に対して、感染防止のための業種別ガイドラインなどの周知、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」及び「広島積極ガード店」の普及、飲食店におけるアクリル板等のパーテーションの設置を進めるとともに、飲食店などを訪問し、感染症対策の取組状況を確認する。
- 「広島積極ガード店」は県内飲食店の8割以上が登録しているため、これを基盤に、今後は、第 三者認証制度の普及と認証取得店(広島積極ガード店ゴールド)の拡大を進める。
- 事業者は、業種別ガイドラインの遵守など、各店舗の実情に合った適切な感染防止対策を講じるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言するほか、適宜、ガイドラインの見直しを行う。
- 「広島積極ガード店」に登録している飲食店は、より感染防止対策が徹底できる「広島積極ガード店ゴールド」の取得に努める。
- 県民は、上記の取組を行っている店舗を積極的に利用する。

(4) 積極ガードダイヤル等の相談・受診体制

新型コロナウイルス感染症かどうか区別がつきにくい場合であっても,発熱等の症状,倦怠感などがあれば,しばらく様子を見ることなく,直ちに,身近な診療所などで受診して,検査を受けられるようにする。

- 県民は、「風邪かな?」と思ったら、かかりつけ医か「積極ガードダイヤル(受診・相談センター)」に相談することで、「診療・検査医療機関」の早期受診と「受診控え」による健康上のリスクが高まることを回避できる。
- 相談先の医療機関で対応できない場合は、診療・検査ができる他の医療機関を紹介するほか、相談する医療機関に迷う場合には、積極ガードダイヤル(受診・相談センター)が案内する。
- 行政は、県民への周知を図るとともに、検体の円滑な集荷搬送や検体数の増加に対応できる検査 体制の構築に取り組む。

(5) 感染拡大の防止と積極的疫学調査の徹底

- 感染拡大を防止するためには、徹底して早期に新規感染者を捕捉し、感染の連鎖を遮断する必要がある。
- 感染者の積極的疫学調査においても、できるだけ広範囲に検査を実施することが、感染の連鎖を 遮断するためには重要となる。
- そのため、保健所設置市と情報共有を行い、積極的疫学調査で感染者の探索や潜在的な感染者の 囲い込みを行うほか、必要な場合、PCR検査の集中実施を行う。
- また, 感染が拡大している時期や, クラスターが複数発生している場合は, 必要に応じて医療機関や高齢者施設等の従事者等に対し, 幅広く検査を実施する。

【積極的疫学調査の徹底】

- ・ 感染者と発症前14日間など一定期間に同一空間に居た者を「接触者」として、また感染者と感 染可能期間に同一空間にいた者を「濃厚接触者等」として「症状の有無を問わず検査対象とする」 など、広範な調査を行い感染者の早期発見を推進する。
- ・ 居場所が切り替わる場面である休憩室や喫煙室での感染が疑われる事例が確認されていることから、職場においては感染者と接触可能性のある従業員は幅広く検査の対象とする。飲食店において 従業員が感染していた場合は、勤務時間帯の従業員や来店者は検査の対象とする。
- ・ 広島コロナお知らせQRの通知メールを受け取った方には、積極的に検査を行う。
- ・ 公表に関して、陽性と判明した後、速やかに、年齢、居住地、症状、入院等状況及び他事例との 関係に絞り込んで公表することにより、個人情報を守秘することで、聞き取り調査の精度を上げつ つ、調整に要する時間を短縮し、積極的疫学調査の効果を上げる。
- ・ また,集団発生事例や不特定多数との接触が疑われる事例は,個別に詳細を公表し,また,感染拡大防止のために必要がある場合には,施設名等を含め積極的に公表を行うとともに,発生が続いている時期においては,定期的に発生状況について分析した結果を県が一括して公表する。

(6) ワクチン接種の円滑な実施

ワクチン接種は、元の日常生活を早く取り戻すための有効な手段であり、集団免疫を獲得するためには、一人でも多くの方が接種することが重要である。そのため、接種を希望する方に対しては、円滑に接種ができるよう、県・市町・医療関係団体で連携して接種を進める。

- 行政は、県民に対して、上記のようなワクチンの効果や副反応などの情報を周知するともに、一般相談から専門的な相談まで対応できる窓口を設置する。また、県民の接種機会を確保するため、市町においては、ワクチンの接種体制を確保する。県はそれを補完する形で、県主体の大規模接種会場を設置するとともに、職域接種が円滑に実施できるよう関係団体と連携し企業や大学等を支援する。
- 事業者は、従業員等が円滑にワクチン接種できるよう休暇制度等を設けるなど環境を整備する。

3 県民に対する要請 (新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

【基本的な感染防止の徹底】

- ア よく食べ・よく眠り・よく運動(体を動かす)するなど、健康を維持すること。また、予防接種や各種健診、その他、必要な治療は躊躇なく受けること。
- イ 「3つの密」の徹底的な回避,体調管理,マスク着用,手洗い・咳エチケット,人と人との距離確保等を徹底し、十分な換気や適度な保湿を行うこと。
- ウ 在宅勤務、時差出勤、自転車・徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触を減らすこと。
- エ 発熱等の症状がある場合は、外出を控え、かかりつけ医や積極ガードダイヤル(受診・相談センター)に連絡し、身近な診療所などで受診すること。また、イベントへの参加や他の都道府県との往来を行わないこと。
- ※ 家庭内における感染の防止については、別紙2「1 家庭内における感染防止の実践例」も参 考に実践すること。

【積極ガードによる感染防止】

- オ 同居する家族以外での会食等は控えること。ただし、同居する家族以外での会食等にあって、 次の力に掲げる物理的な対策等がとられている飲食店等を利用する場合、居宅や屋外のキャン プ場などにおいて飛沫感染防止(アクリル板等の設置または他者との間隔を1メートル以上も しくはマスク会食)、手指消毒及び換気を徹底する場合は、その限りとしない。
- カ 会食等で飲食店などを利用する場合は、県が認証する「広島積極ガード店ゴールド」を利用すること(当面の間、「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を含む。)。 また、飲食店等が行う感染予防対策に協力すること。
- キ 「広島コロナお知らせQR」<u>の</u>積極的な利用や接触確認アプリのインストールなど、デジタル 技術を積極的に活用すること。
- ク これまで国内でクラスターが発生している施設において、5(2)に基づく感染防止対策が実施されていない場合は、施設の利用を控えること。
- ケ 飲食店などにおいて大声で話したり,カラオケ,イベント,スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えること。
- コ 参加者及びその連絡先が把握できない状態では、会食は避けること。
- サ 感染リスクが高まる「5つの場面」が具体的にどこにあるのかについて考え、注意力の低下や 気の緩みなどによる感染リスクに注意すること。

【他地域との往来、イベントに係る感染防止】

シ 移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、当該都道府県内のリスクが高い地域との往来や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域との往来は、最大限、自粛すること。また、都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域又は感染の状況や医療のひっ迫の状況を表すレベルが「レベル2(警戒を強化すべきレベル)」相当の地域との往来については、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。これらの地域からの来訪者と面会する機会がある場合、上記イ、オなど感染リスクを考慮した行動を行うこと。

ス 屋内外を問わず、密集状態等が発生する恐れのあるイベントに参加しないこと。

【積極的疫学調査への協力】

セ 感染例が発生した場合には、まん延を防止する観点から、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。

【誹謗中傷・差別の禁止】

ソ 新型コロナウイルス感染症の罹患は誰にでも生じ得るものであり、誤った情報や不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながることがないよう冷静に行動するとともに、感染者及びその家族、医療福祉関係者、外国人などに対して、絶対に誹謗・中傷・差別しないこと。

また,ワクチンを接種していない人,接種できない人に対しても,絶対に誹謗・中傷・差別しないこと。

4 事業者に対する要請(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

【基本的な感染防止の徹底】

- ア 「3つの密」の回避,発熱者等の事業所等への入場防止や,飛沫感染・接触感染防止等,人と の距離の確保など,各職場にあった感染症防止対策を徹底すること。
- イ 業種別ガイドラインの遵守など、各店舗の実情に合った適切な感染防止対策を徹底すること。
- ウ Web会議,テレワークの積極的な活用など出勤者数の削減に取り組むこと。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや従業員の執務オフィスの分散などを促すこと。
- エ 出勤する従業員に対して、時差出勤、自転車・徒歩等による出勤を促すこと。
- オ 従業員が体調不良を訴えた場合、休暇の取得と速やかな医療機関への受診を促すこと。

【積極ガードによる感染防止】

- カ 飲食関連事業者などにおいては、感染防止対策を徹底した「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言し、「広島積極ガード店ゴールド」への移行を進めること。
- キ 「広島コロナお知らせQR」や接触確認アプリなどのデジタル技術を積極的に導入すること。 特に飲食店においては、「広島コロナお知らせQR」のQRコードを設置して利用者の登録を促 すこと。
- ク 従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、県が認証する「広島積極ガード店ゴールド」を利用するよう促すこと。(当面の間、「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を含む。)また、飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えるよう促すこと。
- ケ 店舗や職場など、感染リスクが高まる「5つの場面」が具体的にどこにあるのかについて考え、 業種別ガイドラインを確実に実践するとともに、十分な換気や適度な保湿を行うこと。

【他地域との往来、イベントに係る感染防止】

コ 移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、当該都道府県内のリスクが高い地域との往来や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域との往来は、最大限、自粛すること。また、都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域又は感染の状況や医療のひっ迫の状況を表すレベルが「レベル2(警戒を強化すべきレベル)」相当の地域との往来については、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。(具体的には、出張時期の変更やWeb会議への切替えの検討など)

サ 5 (1)「イベントの開催条件」に該当するものを除き、屋内外を問わず、大勢の者が参集し、 密集状態等が発生する恐れのあるイベントの開催を自粛すること。

【積極的疫学調査等への協力】

- シ 感染例が発生した場合には、まん延を防止する観点から、県及び保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。
- ス 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表 して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について(補足)」(令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に沿って、クラスターなど感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合は、感染拡大防止の観点から店舗名を公表する。また、業種別ガイドラインによる感染防止策が適切に講じられていなかったことが感染の要因であると考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促す。

5 催物の開催,施設の使用に係る協力要請(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項) (1)イベントの開催条件

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインの遵守や「感染防止対策」を講じることを前提に、参加人数(人数上限、収容率要件)を目安として、イベントを開催することができる。

なお、イベントの人数上限、収容率要件、「感染防止安全計画」等の手続きなどについては、別に 定める。

また,当該イベントにおいてクラスターが確認された場合には,防止対策の実施状況について報告を求める。

(2) 施設の使用条件、学校等における感染防止対策

施設の使用にあたっては、「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の周知・徹底や 産業保健職の活用などに努めること。

なお,これまでにクラスターが発生しているような施設については,業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策に加え,引き続き,次の取組への協力を要請する。

- ① 感染症患者が発生した場合に備え、施設利用者の利用状況及び連絡先の把握・管理をすること。
- ② 施設従事者及び利用者から感染症患者が発生した場合には、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。

③ 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して、利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

学校(幼稚園,小学校,中学校,高等学校等)については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえた対応を行うこと。

また、大学、高等専門学校等においては、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底に加え、会食等の注意喚起、学内や臨地での実習、寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を図ること。

(3) 飲食店における感染防止対策の取組

3密の回避,発熱者等の事業所等への入場防止や飛沫感染・接触感染防止等,人との距離の確保など,「4 事業者に対する要請」に掲げる感染防止対策に取り組むこと。

また、施設等の従業員等のマスク着用を徹底するとともに、来店者・来訪者にもマスク着用を依頼すること。施設等の従業員等の安全を確保するためにも、マスク着用を拒む者の入店等を拒否すること。

飲食店等の施設の運営責任者は、飲食店等の施設において、次の感染防止対策を講じるとともに県が認証する「広島積極ガード店ゴールド」を取得に努めること(ここでいう飲食店には、接待を伴う飲食店(現行の風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)を含む。)。

① 飛沫感染防止対策

- a 座席の3方をアクリル板やビニールカーテン等(以下「アクリル板等」という。)のパーテーションで仕切るなど、隣席及び向かい合う人との飛沫感染防止のための物理的な仕切りを設けること
- b または、他者との間隔を必ず1メートル以上離すこと
- c もしくは、マスク会食を全利用者に徹底させ、マスクを外した状態では会話を控えさせること
- ② 利用者への感染防止対策の徹底
 - a 店内入口に消毒薬を設置し、入店時等従業員が手指消毒の実施を呼びかけるなど行い、手指消 毒を徹底すること
 - b 飲食店利用者に対して飛沫感染防止対策を徹底させること。
- ③ 換気による感染防止対策(マイクロ飛沫対策)

密閉な状態を作らないために, 換気扇やサーキュレーターの活用とともに窓・ドア等を定期的に 開けるなどの換気を徹底すること。

6 施行期日

令和3年12月1日から施行する。

改正の履歴

改正日	主な改正内容
改正日:令和2年5月22日	5月31日まで、移動の自粛やイベント開催の制限等を要請
改正日:令和2年5月26日	5月25日に緊急事態宣言が解除されたことに伴う改正
改正日:令和2年5月29日	6月18日まで、移動の自粛やイベント開催の制限等を要請
改正日:令和2年6月18日	移動の自粛を解除し、7月9日までのイベント開催に係る人数 上限を一部緩和
改正日:令和2年7月9日	7月31日までのイベント開催に係る人数上限を一部緩和
改正日:令和2年7月31日	飲食店におけるクラスター発生防止に向けた取り組みを記載し、「広島積極ガード宣言」を対処方針に位置づけ
改正日:令和2年8月31日	警戒基準値を設定し、「広島コロナお知らせQR」の活用・風 邪症状がある場合の早期の検査・「新型コロナ対策取組宣言店」 制度の推進に向けて取り組むことを記載
改正日:令和2年9月15日	11月末までのイベント開催に係る人数上限や収容率要件を 緩和
改正日:令和2年11月30日	冬場を迎えるにあたり、感染防止策の徹底や体調不良時の早期 受診の呼び掛けなどを記載
改正日:令和3年2月17日	令和2年12月12日からの集中対策の終了を踏まえ、季節の 行事等における注意点、飲食店の感染防止対策の取組と支援な どを追記
改正日:令和3年7月8日	令和3年5月8日からの集中対策の終了を踏まえ、ワクチン接種の円滑な実施などを追記、その他、別紙1ステージ判断指標等の変更、イベントの開催条件を別に定める整理
改正日:令和3年10月11日	令和3年7月31日からの早期集中対策など一連の対策の終了を踏まえ、第三者認証制度の普及と認証取得店の拡大に関する事項の整理など
改正日:令和3年12月1日	国の基本的対処方針の変更(令和3年11月19日)を踏まえ、 レベル分類による主な対応(別紙1)の整理など

■ 感染拡大防止のための感染レベルに応じた主な対応 ※ 具体の対策は、国の基本的対処方針及び当該方針に基づく事務連絡等により実施

区分		レベル 1	レベル 2 警戒を強化すべきレベル		· · · · -		レベル 3 対策を強化すべきレベル	レベル4 避けたいレベル
概 况			新規感染者が増加傾向で, 医療の負荷 段階的な病床増で対応できている	はあるが	一般医療を相当程度制限しなければ医療が 適切に対応できなくなると判断された状況	一般医療を大きく制限し ても医療が対応できない		
措置等	【総合的な対策の組 ・検査, サーベイラ ・積極的疫学調査 ・ワクチン接種,接続 ・積極ガード店ゴール	ンス	【警戒の強化】 ・感染リスクの高い行動回避の呼び・検査の拡大 ・感染拡大防止に必要な対策 ・レベル3で行う対策の準備	ドかけ	【対策の強化】 ・県民,事業者へ強い呼びかけ ・まん延防止等重点措置 ・緊急事態措置 ・VTP の継続・停止の検討	・災害医療的な対応 (国の支援,調整)		

	· 外出等 (学校行事除く※1)	○基本的感染防止策の徹底 ○テレワーク,時差出勤の取組等	同左(一層の周知)	[対策方針]	○外出の半減や, 混雑した場所, 感染リスクの高い場所への外出自粛など	○外出自粛も含めた より強い要請
	·他地域との往来 (学校行事除く※1)	○基本的感染防止策の徹底	○感染拡大地域との往来は 慎重に判断(大都市圏から地方部への拡大を抑制)	- 適切なタイ 対策期間が のピ	〇最大限,自粛 (VTP 適用 ※2)	
行動制限の要	・飲食店の利用 ・施設の使用	○積極ガード店ゴールドの利用 ○業種別ガイドラインの遵守	同左(一層の周知)	ミングで対策になる。	○飲食店の営業時間の短縮等(※3) ○飲食店での同一グループ・同一 テーブル人数制限(VTP 適用 ※2) ○施設への入場者の整理 など	○休業要請や施設の 使用停止も含めた より強い要請
要請等	・催物(イベント) の開催 広島県における イベントの開催 条件について	○参加人数の制限 ※ 感染防止安全計画の策定 チェックリストによる対策 ○業種別ガイドラインの遵守	同左(一層の周知)	を実施を実施を実施したう、国と連集	○参加人数の制限(強い制限) (感染防止安全計画の策定, チェックリストによる対策 ※2) (VTP 適用 ※2)	○中止も含めたより 強い要請
	その他	○早期の受診・検査	○感染不安を感じた者への検査	でして させ,	〇出勤者数の削減 など	○出勤者数の大幅 削減

レベル0 レベル1 レベル2 レベル3 レベル4 ◆新規患者数○人 【警戒基準値】 ◆病床使用率 又は 重症病床使用率 ◆病床使用率 又は 重症病床使用率 レベル移行の目安 50%超 85%超 が2週間程度 1週間の新規報告数が (総合的に判断する) 維持か否か 10~15 人/10 万人 若しくは 若しくは ※ 感染スピード等を ◆3週間後の確保病床使用率 ◆1週間後の確保病床使用率 考慮して判断 100%超と予測 100%超と予測

- ※1 学校については「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル」を踏まえた対応を行う。
- ※2「感染防止安全計画」:参加人数制限の緩和を希望するイベント事業者等が、具体的な感染防止策を定め、都道府県に提出し確認を受ける。 「VTP」:ワクチン・検査パッケージ制度(飲食店やイベント主催者等の事業者が、利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認する。)
- ※3 まん延防止等重点措置の場合は,<u>認証店に 21 時までの営業(酒提供可)</u>,<u>非認証店に 20 時までの営業(酒類禁止)</u>の要請を想定 緊急事態措置の場合は,休業又は 20 時までの営業(酒類禁止)の要請を想定。ただし,知事の判断により認証店には 21 時までの営業(酒提供可)を要請する場合もある。

別紙2

1 家庭内における感染防止の実践例

【換気. 湿度】

- ・こまめに換気をしましょう。(1時間ごとに $5\sim10$ 分又は常時窓を少し開けておく) 台所や洗面所などの換気扇を常時運転することでも、最小限の換気量は確保できます。
- ・18℃を目安に室温が下がらないよう暖房器具を利用しながら、窓を少し開けましょう。暖房器具の近くの窓を開けると、入ってくる冷気が温められるので、室温低下を防ぐことができます。
- ・湿度の管理をしましょう。(加湿器を使った保湿を。目安は50~60%)

【家に帰ったら】

- ・うがい、水と石鹸で30秒以上手を洗いましょう。
- ・手指消毒は、15秒以上かけて手に擦り込む(指先や手首も)ようにしましょう。
- ・使用した不織布マスクは、部屋に入る前に捨てましょう。
- ・衣服も、すぐに着替えましょう。

【食事】

- ・食事の前には、手洗い・消毒をしましょう。
- ・できれば、時間をずらす、真正面は避ける、テーブルを別にするなど、工夫しましょう。
- ・食事は短時間で会話を控えましょう。
- ・料理は、大皿は避け、個々に盛り付けましょう。
- ・取箸は使い回さずに最初に取り分けましょう。
- ・食器や箸、スプーンなどの共用は避けましょう。
- ・普段、会わない人との会食は避けましょう。

【広げない】

- ・共有部分(トイレ,ドアノブ,電気スイッチなど)を1日1回以上,消毒しましょう。
- ・トイレ、キッチン、洗面所でのタオルの共用を避けましょう。(ペーパータオルの活用)
- ・歯ブラシは個別に保管しましょう。コップは別々のものを使いましょう。
- ・トイレでは、蓋を閉めてから水を流しましょう。

【消毒. 手洗い】

- ・拭き終わった雑巾は、パタパタさせず静かに内側に包み込みましょう。
- ・拭き掃除は、一方向に行いましょう。
- ・アルコール消毒の場合、乾いた雑巾を使いましょう。(濡れ雑巾は濃度低下)
- ・帰宅時、出社/退社時、食事の前、トイレの後は、手洗い・消毒をしましょう。
- ・携帯電話やスマートフォンは、家に帰ったら除菌シートなどで拭きましょう。
- ・動物との過度な接触は控え、普段から動物に接触した後は、手洗い・消毒をしましょう。
- ・トイレが汚れた場合には、市販されている家庭用漂白剤等、またはアルコールできれいに拭きま しょう。
- ゴミは密閉して捨てましょう。

【健康管理など】

- 毎朝の体温測定、健康チェックをしましょう。
- ・発症した時のため、誰とどこで会ったかをメモしておきましょう。
- ・体調が悪い家族がいるときは、家族全員がマスクを着用しましょう。(乳幼児、特に2歳未満は 推奨されません。)また、迷わず、かかりつけ医又は積極ガードダイヤルに連絡しましょう。
- ・接触確認アプリ、広島コロナお知らせQRを活用しましょう。
- ・買い物は、できるだけまとめて行うようにして、外出機会を減らしましょう。
- ・面会の代わりにスマートフォン等を活用して,リモートで交流を保ちましょう。

【家族に発熱、咳などの症状が出たら】

- ・迷わず受診をしましょう ~かかりつけ医又は積極ガードダイヤル
- ・部屋を分け、個室にし、食事や寝る時も別室としましょう。
- ・定期的に換気し、共有スペースや他の部屋も窓を開け、換気をしましょう。
- ・ご本人は、極力部屋から出ないようにしましょう。 トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限に。
- ・お世話はできるだけ限られた方で行いましょう。
- ・こまめに手洗い、アルコール消毒をしましょう。
- 手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- ・使用したマスクは他の部屋に持ち出さないようにしましょう。
- ・マスクの表面には手を触れず、外した後は必ず石鹸で手を洗うか、アルコール消毒をしましょう。
- ・汚れた衣服や、リネンは、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かしてください。
- ・ごみは密閉して捨てましょう。
- ・家族の方も仕事や外出は避け、毎日の健康観察を行いましょう。

2 季節の行事等における注意点

区分	行事例	注意点
密閉・密集・ 密接を伴う もの	入学式,入社式,成人式,卒業式 など	・マスク,換気などの感染防止を徹底 ・人と人との間隔を十分確保
大人数での 飲食を伴う もの	花見, 歓送迎会, 納涼会, クリスマスパーティ, 忘年会, 新年会, 謝恩会, 花火大会や初詣等の前後における飲食の場など	・飲食を伴う場合は、会話の際は必ずマスクを 着用し、正面や真横を避けて座る・屋内で開催する場合は、パーテーションの設 置など感染防止対策が徹底されている「広島 積極ガード店ゴールド」などを利用
他地域との 往来を伴う もの	大型連休を利用した旅行, お盆や 年末年始等における帰省, 卒業旅 行など	・感染リスクの高い地域への旅行(帰省)は控える・なるべく混雑しない時間帯に、家族やいつもの仲間で行動

(参考) マスクについて ※厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」より引用

- ・マスクの素材や、人と人の距離感等によって、マスクの効果には違いが生まれます。
- 一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ちます。
- ・次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があります。
- ・自分の顔にぴったりとフィットしているマスクを選ぶことが重要です。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面①

飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。 また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、 長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが 高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が 感染のリスクを高める。



場面②

大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、 感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、 感染リスクが高まる。



場面③

マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染 やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④

狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が 共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる 事例が報告されている。



場面⑤

居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が 確認されている。



寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

- 1. 基本的な感染防止対策の実施
 - ○マスクを着用 (ウイルスを移さない)
 - ○人と人の距離を確保

(1mを目安に)

- ○「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- ○3密を避ける、大声を出さない
- 2. 寒い環境でも換気の実施
 - 〇機械換気による常時換気を (強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
 - ○機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で **常時窓開け**(窓を少し開け、室温は18°C以上を目安!)

また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる (例:使用していない部屋の窓を大きく開ける)

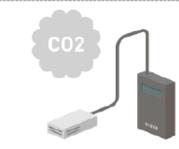
- ○飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により 1000ppm以下(*)を維持
 - *機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。
- 3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)
 - ○換気しながら加湿を (加湿器使用や洗濯物の室内干し)
 - ○こまめな拭き掃除を



場面1:飲酒を伴う懇親会

場面2:大人数や長時間におよぶ飲食

場面3:マスクなしでの会話 場面4:狭い空間での共同生活 場面5:居場所の切り替わり



CO2センサー

広島県におけるイベントの開催条件について

令和3年11月25日適用 新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、イベントの主催者に対して、次のとおり要請する。

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを遵守することや後記「感染防止対策」を講じることを前提に、次の参加人数を目安として、イベントを開催することができることとする。

ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、ワクチン・検査パッケージ制度を適用せず、強い行動制限等を要請することがある点に留意すること。

1 参加人数

次の人数上限(A)と収容定員に収容率を乗じて算定した人数(B)のいずれか少ない方を限度とする。

	基本的な要件	感染防止安全計画を策定した際の要件 (※1) 「大声なし」が担保され、参加人数 5,000 人超 かつ 収容率 50%超で開催するイベント
人数上限	5,000人又は	収容定員まで
(A)	収容定員50%のいずれか大きい方	水谷足貝よく
	■大声なし (※2)	
	100%(収容定員が無い場合は,人と人	100%
収容率	とが触れ合わない程度の間隔)	(収容定員が無い場合は、人と人とが触れ合
(B)	■大声あり	わない程度の間隔)
	50%(収容定員が無い場合は、十分な人	※大声なしの担保が前提
	と人との間隔 (※3))	

- ※1 感染防止安全計画の策定等の詳細は、「5 感染防止安全計画の提出等」に規定する。
- ※2 「大声」の定義は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」であり、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」 に該当するものとする。
- 3 十分な人と人との間隔は、できるだけ 2m、最低 1mとする。この間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

2 感染防止対策

イベント開催にあたっては、別紙1に示す基本的な感染症対策に必要な取組等を実施すること。

3 飲食の取扱いについて

飲食を伴うイベントについては、引き続き、飲食が可能として設定されたエリア以外(例:観客席等)においては自粛を求める。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用の担保や、マスクを外す時間を短くするために飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においては、この限りではない。

4 感染防止策チェックリストの作成等

「1 参加人数」の基本的な要件の範囲内で開催するイベントにおいては、イベント主催者が感染防 止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表し、イベント終了日から1年間保管するこ と。

また、イベント終了後は、結果報告書を作成し保管すること。なお、大声発声やクラスター発生等の問題が生じた場合は、結果報告書を県に提出すること。

5 感染防止安全計画の提出等

大声なしのイベントについては、「感染防止安全計画」を策定・提出することで、「1 参加人数」の 基本的な要件を緩和することができる。

- (1) 大声なしの担保を前提に、5,000人超かつ収容率50%超で開催しようとするイベントに適用する。(大声ありのイベントは、対象とならない。)
- (2) 開催にあたっては、感染防止安全計画を策定し県の確認を受けること。また、イベント終了後は、1か月以内を目途に結果報告書を県に提出すること。
- (3) 感染防止安全計画を県の確認を受けたのちに、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する旨の公示が行われた場合は、原則、当該措置の目安を超える入場者に対して、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を求める。(緊急事態措置等における人数要件の目安は、別紙2のとおり。)
- ※ 全国的な移動を伴うイベント又は1,000人超のイベントを対象に実施していた県への事前相談は、廃止する。

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制(マスク着 用や大声を出さないこ と)の徹底	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク(品質の確かな、できれば不織布)の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる *大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 *大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 *飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 *適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」参照。
②手洗、手指・施設消毒 の徹底	□ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の 設置や場内アナウンス等の実施) □主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上・ 1回に5分間以上)の徹底 *室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 *屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 *必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。

項目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	□入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)の実施 □休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 *入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 *「大声あり」の場合、座席間は1席(立席の場合できるだけ2m、最低1m)空けること。
⑤飲食の制限	□飲食時における感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外(例:観客席等)は自粛 *発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断(提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討)

項目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	□有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は出演・練習を控えるなど日常からの出演者(演者・選手等)の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(誘導スタッフ等必要な場合を除く)
⑦参加者の把握・管 理等	□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービス(BluetoothやQRコードを用いたもの等)を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン(該当する業種において策定されている場合)を遵守すること。

感染状況に応じたイベント開催制限等について

		安全計画策定 (注1)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外	人数上限(注3)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれ か大きい方
の区域	収容率(注3)	100% (注2)	大声なし : 100% 大声あり : 50%
	時短	原則要請なし (注4)	原則要請なし(注4)
重点措置地域	人数上限(注3)	20,000人 (ワクチン・検査パッケージ制度の 適用により、収容定員まで追加可)	5,000人
	収容率(注3)	100% (注2)	大声なし: 100% 大声あり: 50%
	時短	原則要請なし(注4)	原則要請なし(注4)
緊急事態 措置区域	人数上限(注3)	10,000人 (ワクチン・検査パッケージ制度の 適用により、収容定員まで追加可)	5,000人
	収容率(注3)	100% (注2)	大声なし : 100% 大声あり : 50%

[※]遊園地など集客施設等については、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

- (注1)参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)
- (注2) 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提
- (注3) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)
- (注4) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

様式1

【第1版(令和3年11月版)】

イベント名				
出演者・ チーム等				
開催日時	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。) (複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。)			
開催会場				
会場所在地				
主催者				
主催者 所在地				
主催者 連絡先	(電話番号)	(メールアドレス)		
	収容定員あり	収容定員なし		
収容率 (上限)	100% (大声なし) (※)	人と人とが触れ合わない 程度の間隔		
	50%(大声あり)(※)	十分な人と人との間隔 (できるだけ2m、最低1m)		
収容人数				
参加人数				
その他 特記事項				

(※)大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

1

感染防止策チェックリスト

【第1版(令和3年11月版)】

基本的な 感染防止 イベント開催時には、下記の項目(イベント開催時の必要な感染防止策)を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

①飛沫の抑制(マスク 着用や大声 を出さない こと)の徹 底	【大声なしの場合】 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制する ため、適切なマスク(品質の確かな、できれ ば不織布)の正しい着用や大声(※)を出さ ないことを周知・徹底し、そうした行為をす る者がいた場合には、個別に注意、退場処分 等の措置を講じる。 (※)大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量 で、②反復・継続的に声を発すること」とする。 【大声ありの場合】 「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声 を出す行為」と読み替える。		
②手洗、手 指・施設消 毒の徹底	□ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。)。 □ 主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつこまめな消毒の実施。		
③換気の徹 底	法令を遵守した空調設備の設置による常時換 気又はこまめな換気(1時間に2回以上・1 回に5分間以上等)の徹底。		
④来場者間 の密集回避	□ 入退場時の密集を回避するための措置(入場 ゲートの増設や時間差入退場等)の実施。 □ 休憩時間や待合場所での密集も回避するため の人員配置や動線確保等の体制構築。 □ 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合 わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保		

感染防止策チェックリスト

【第1版(令和3年11月版)】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目(イベント開催時の 必要な感染防止策)を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントご との具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

□ 飲食時の感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底。 □ 飲食中以外のマスク着用の推奨。 □ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外(例:観客席等)は自粛。
□ 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断(提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。)。 「有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は出演・練習を控えるなど日常から出演
□ 者やスタッフ等の健康管理を徹底する。 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出 する出演者やスタッフ等の関係者間での感染 リスクに対処する。 □ 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・ 休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講
じる(誘導スタッフ等必要な場合を除く。)。
□ 入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。 □ 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン(該当する業種において策定 3 されている場合)を遵守すること。

イベント結果報告フォーム 様式2

○イベントの情報(公表する場合、*については適宜)

イベント名	
出演者、チーム	
開催日時	
主催者	
主催者所在地(都道府県) *	
主催者所在地(市区町村) *	
主催者所在地(番地等) *	
開催会場(名前)	
都道府県	広島県
都道府県コード	34
会場所在地(市区町村)	
会場所在地(番地等)	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数(不明の場合は"ー"を入力)	
催物の類型	
安全計画策定の有無	

○**感染者の参加** →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者発生の有無	
感染者数及び確認時点	○,○○○人(○月○日時点)
疑われる感染の態様	
対応状況	
考えられる感染の原因	
※イベント自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください	
	不使用欄(LOOP便宜のため白字入力済)

○感染防止策不徹底(感染防止安全計画の記載内容の未実施等を含む)

感染防止策不徹底の有無	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策 (具体的行動、スケジュール)	

様式3

感染防止安全計画

1. 開催概要

イベント名	(開催案内等のURLがあれば併せて記載)			
出演者·				
チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)			
開催日時	令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。			
開催会場	(会場のURL等があれば併せて記載)			
会場所在地				
主催者				
所在地				
連絡先	(電話番号、メールアドレス)			
収容率	収容定員あり 収容定員なし			
(上限)	100% 人と人が触れ合わない程度の	D間隔		
(1)	いずれかを選択(いずれも大声がないことを担保)			
収容定員	_			
参加人数	人			
ワクチン・				
検査パッケ	査パッケ □ 緊急事態措置区域:人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和			
ージ制度の	-ジ制度の ┃ロ まん延防止等重点措置区域:人数上限 20, 000 人を収容定員まで緩和			
活用	用			
その他 特記事項				

(※)大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

2. 具体的な対策

①飛沫の抑制(マスク着用や大声を出さないこと)の徹底

くチェック項目>

- □ 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク(品質の確かな、できれば不織布)の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる
 - (※) 大声の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とする。

②手洗、手指・施設消毒の徹底

くチェック項目>

- ロ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施)
- 口 主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつこまめな消毒の実施

<mark>③換気の徹底</mark>

〈チェック項目〉

口 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上・1回に5分間以上)の徹底

4 来場者間の密集回避

くチェック項目>

- □ 入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)の実施
- □ 休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等 の体制構築
- ロ 人と人とが触れ合わない間隔の確保

⑤飲食の制限

くチェック項目>

- □ 飲食時における感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底
- ロ 飲食中以外のマスク着用の推奨
- □ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外(例:観客席等)は自粛(ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない)
- □ 自治体の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断(提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討)

⑥出演者等の感染対策

くチェック項目>

- □ 有症状者 (発熱又は風邪等の症状を呈する者) は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する
- □ 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の 関係者間での感染リスクに対処する
- □ 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(誘導スタッフ等必要な場合を除く)

く具体的な対策>

⑦参加者の把握・管理等

くチェック項目>

- ロ チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握
- □ 入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場できな かった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止
- ロ 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の 注意喚起

く具体的な対策>

※提出時には、イベントのチラシや計画書等(既存資料)、参考とした業種別ガイドライン等も添付してください。

3~4は、該当する場合のみ記載してください。

3. ワクチン・検査パッケージ制度に関する実施計画

- ※緊急事態措置やまん延防止等重点措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載
- ※「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)及び「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」(令和3年11月19日付け事務連絡)及び「「ワクチン・検査パッケージ」の実施に係る留意事項等について」(令和3年11月19日付け事務連絡)を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

「ワクチン接種歴」及び「検査結果」のいずれも対象としている。
実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。 (記載欄)
「ワクチン接種歴」及び「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。
(記載欄)
抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける 抗原定性検査の実施要綱」(令和3年11月19日付け事務連絡)に従い、 適切に実施している。
その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従 い、適切に実施している。

4. 専門家との調整状況 ※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家:(所属)

(氏名)

主な助言内容:

本市の今後の対応について

R3.12.1

1 市民及び事業者へのお願い

(1)感染レベルに応じた感染対策の徹底の継続

- ・外出時の基本的感染防止策の徹底 (3つの密の徹底的な回避,マスク着用,手洗い・咳エチケット, 人との距離確保,十分な換気,適度な保湿)
- ・事業者においては、テレワーク、時差出勤の取り組み。
- ・他地域との往来は、基本的感染防止策を徹底。

- ・飲食店の利用時は「広島積極ガード店ゴールド」を利用し,大声を避けるなど,節度をもって楽しむ 〜特に忘年会では,大声で騒いだりしないよう注意を〜
- ・地域の行事では不特定多数を集客しない工夫を (不特定多数のイベントは,「広島県におけるイベントの開催条件」参照)
- ・体調に変化があれば、軽い風邪症状でも、早期に医療機関へ

(2) 積極的なワクチン接種

- ・未接種の人は、機会を捉えて接種をしましょう。
- ・追加接種(3回目接種)を受けましょう。

2 情報発信

① 市民に向けた情報発信・注意喚起ホームページ, LINE, 防災メール, Facebook, 町内会回覧等, 様々な媒体を使い, 市民に周知

② 飲食店等,事業者への情報提供

イベント・行事

資料 8

イベントではない

国の示す例:

<u>行政主催イベント</u>, 各種教室, 地域の行事(盆踊り等) 文化祭, 入学式, 卒業式 ex

不特定多数にならない よう<u>工夫をしている場</u> <u>合は,</u>

イベントとみなさない ことができる。 感染リスクにより個々

に判断する。

三原市「イベント・行事開催の判断チェックシート」 を参考に感染拡大防止を図る(提出掲示不要)

できる

イベントである

【イベントとは】「事前予約制・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等がイベントにあたる。」(11 月 25 日県 Q&A より)

- 不特定多数の集客をするイベントであり,個々に照らして考える。
- ・従前の県への事前相談(1000人を超える又は全国的な移動を伴うもの)として扱っていたものは、当然イベントとして考える。

人数上限 5000 人又は 収容定員の 50%のいずれか大 きい方 A

■※大声あり

A と比べて少 ない方が限度

収容定員の 50% (収容定 員が無い場合は,十分な 人と人との間隔: でき るだけ2m.最低1m) 参加人数 5000 **人超かつ** 収容率 50%超■

※大声なしの前提 (収容定員が無い場合 は,人と人とが触れ合わ ない程度の間隔が保た れている場合)

A と比べて少ない方が限度、

■※大声なし

収容定員の 100%(収容定 員が無い場合は,人と人 とが触れ合わない程度 の間隔)

必要な間隔の維持が 困難

開催できない

・結果報告書は,クラスター発生や感染防止策の不 徹底等が生じた時は直ちに県に連絡し提出 参加人数の基本的な要件の範囲内で開催するイベント

県「感染防止策チェックリスト」をつけ、HPで掲載、または会場入口に掲示を行う。「イベント結果報告書」を記載し、イベント終了日から1年間保管する。

できる

参加人数の要件緩和を受ける場合 ■大声なしのイベントに限る

県へ2週間前までに<u>「感染防止安全計画」</u>(チラシ・計画書添付)を提出し確認を受け,感染防止策を講じ実施。イベント終了後,1か月以内に「イベント結果報告書」を提出。

できる

■※ 大声の定義は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」であり、これ を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

【令和3年12月1日から】 新型コロナウイルス感染拡大防止のための イベント・行事開催の判断チェックシート

●地域でイベント・行事を開催する時の判断に活用してください。

【参加人数】人数上限と収容定員に収容率を乗じて算定した人数のいずれか少ない方を限度とする。

人数上限	収容率			
5,000 人又は 収容定員 50% のいずれか大きい方	大声なし	大声あり		
0001911007(2010)	100% (満席) 収容定員が無い場合は、人と 50% (半分以内) 前後左右の座席 人とが触れ合わない間隔を空ける(人と人との間 身体的距離の確保。座席間は1席(立席 隔ができるだけ2m, 最低1m) 空ける			
消毒の徹底等	・出入口・トイレなどでの手指消毒,施設内のこまめな消毒,手洗い奨励など			
飛沫の抑制の徹底 (マスク着用や大声を出 さないことの徹底)	・適切なマスクの正しい着用や、大声を出さないように事前に周知・徹底する ・マスクを持参していない人がいた場合は、主催者側で配付など			
飲食の制限	・感染防止対策を行ったエリア以外での飲食の制限,飲食中の会話の制限,食事中以外はマスクの着用の推奨,換気,食事時間短縮など			
有症状者の入場など を確実に防止	・検温の実施、発熱・症状がある場合は、イベント参加を控えてもらい、入場を断った際の料金払い戻し措置の規定。有症状の出演者などは、出演・練習を控えるなど			
参加者の把握	参加者の把握 ・事前予約又は入場時の参加者連絡先の把握,接触確認アプリや「広島コロ お知らせQR」の積極的活用			
3密の回避	・こまめな換気(1時間に2回以上・1回に5分間以上) ・入退場や休憩時間の密集回避(時間差入退場,人員の配置,導線の確保,直行・直帰の呼びかけなど) ・休憩時間中やイベント前後の食事などでの感染防止の徹底,入場ロ・トイレ・売店等で密集回避できる人数制限など ・【大声なしの場合】人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保・【大声ありの場合】前後左右の座席との身体的距離を確保。収容定員が無い場合は十分な人と人との間隔(できるだけ2m,最低1m)を確保・イベント前後の公共交通機関,飲食店などでの密集を回避するため,交通機関,飲食店などの分散利用について注意喚起など			
演者と観客間の 接触・飛沫感染の 防止	・演者、選手などと観客がイベント前後や休憩時間などに接触しないよう確実 な措置を講じる。演者が歌唱などを行う場合には、舞台から観客まで一定の距 離を確保(最低2m)など			

■※ 大声の定義は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」であり、 これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当する。

出典:「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」令和2年5月15日制定(令和3年12月1日一部改正) 「広島県におけるイベントの開催条件について」令和3年11月25日適応

三原市感染症対策本部 問い合わせ:三原市保健福祉課 0848 - 67 - 6053 令和3年12月1日改訂